



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 生命保険を利用した相続対策

生命保険を利用した相続対策は有効なのでしょうか？

生命保険会社の営業の方から「相続対策で保険を活用しましょう」との案内をよく目にします。

うまい話には裏があるとも言いますが、生命保険も様々なものが作られています。

金利の良い、米ドル建ての一時払い養老保険などを多く見かけます。

今回は、相続対策に的を絞って生命保険の活用を考えてみます。

### 1. 生命保険金には非課税枠があります。



被相続人が亡くなったあとご家族が生命保険金を受け取った場合、相続税の計算時に

**法定相続人1人当たり500万円まで**が非課税となります。

相続人以外の方が受取人の場合は非課税枠が利用できません。

### 2. 生命保険は受取人が指定可能になります



つまり保険金は、**遺言の代わりにもなる**

受取人が指定された生命保険金は相続財産に含めません。

遺産分割協議の対象外とされますので、ほかの相続人の了承を得ずに単独で手続きをすることができます。受取人を指定しておくことでご自身の希望する方に財産を引き継ぐことができます。遺産分割のトラブルを

防ぐことができます。生命保険は**遺言の代わりにもなる**といえます。

### 3. 生命保険は相続放棄をしても受け取ることができます。

亡くなられた方に多額の借金がある、などの理由で相続人が相続放棄をする場合もあることでしょう。

相続放棄をすると、初めから相続人でなかったとみなされますので、マイナスの財産だけではなく、プラスの財産を含む相続財産のすべてを引き継ぐことができません。

しかし、生命保険金は受取人固有の財産となるため、**相続放棄をしても受け取ることができます。**